

第9回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成30年3月8日

上富良野町農業委員会

第9回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成30年3月8日(木) 午後2時00分から午後2時45分

2 場 所 JA ふうの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定に基づく意見の回答について
日程第3 報告第2号 農地法18条第6項の規定による通知について
日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後2時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第9回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
8番、三好利和 委員に合わせ、ご唱和ください。

三好委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第9回上富良野町農業委員会総会を開会いたしま
す。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
4番 佐藤良二 君、5番 沼沢春美 君、を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号「農地法第4条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題
といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありまし
たので報告をいたします。報告第1号朗読。

1番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の内地番、畑、面積14,899㎡、転用者は〇〇線〇〇
号の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用の目的は育成牛舎、哺乳舎、分娩牛舎、倉庫、通路の
建設で、合計14,899㎡です。1月18日の農業委員会で議決をいただきまして、
2月2日付けで北海道農業会議に文書を送付し、2月19日付け北海道農業会議第32
2号で回答をいただきました。平成30年2月21日付けで許可を出しました。許可番
号については上富農委第4-29-5号です。

2番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の内地番、畑、面積12,416㎡、転用者は〇〇線〇〇
号〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用の目的は育成舎、自哺舎、堆肥舎、通路で1
2,416㎡。1月18日の農業委員会で議決をいただいた以降、農業委員会への文書
送付、回答、許可日は1号と同じです。許可番号については農委第4-29-6号です。

事務局長 3番
土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の内地番、畑、面積6,819㎡、転用者は〇〇線〇〇号
〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用の目的は育成舎、自動哺乳舎、通路で合計6,
819㎡。1月18日の農業委員会で議決をいただき、北海道農業会議に文書送付、回
答、許可日については1号2号と同じです。許可番号については農委第4-29-7号
です。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題
といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件につ
いて、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報
告第2号朗読。

1番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他5筆、田と畑で面積64,309㎡です。農地法3条
による賃貸借が平成15年1月31日から平成35年1月31日まででしたが、借主の
〇〇〇〇さんの不慮の死亡、お亡くなりになられたので、この使用貸借については一旦
解約をいたしまして、後の3条の案件にありますが〇〇〇〇さんの〇〇〇〇の方に3条
で使用貸借の手続きをとることになっております。

2番

土地の所有者は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土
地の表示については〇〇〇〇番〇〇、他田全部で6筆、面積10,984㎡、基盤強化
法による賃貸借が平成24年3月8日から平成34年11月30日まででしたが、2月
22日をもって合意解約となりました。

3番

土地の所有者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借り手は〇町〇丁目〇番〇号の〇
〇〇〇さん、土地の表示については〇〇〇〇番〇〇含め全部で10筆、田、面積60,
624㎡、農地法3条による賃貸借が平成22年12月9日から平成30年11月30
日まででしたが、平成30年2月28日で合意解約となりました。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4、諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

議 長 諮問第 1 号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 諮問第 1 号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成 30 年 3 月 8 日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第 1 号朗読。

所 1 7 番

土地の所有は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇含め全部で 6 筆、地目は畑、面積 8 0, 5 7 1 m²、売買となりました。斡旋の価格は 7, 2 5 1 千円です。

所 1 8 番

土地の所有は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、1 筆、地目は田、面積 3 1, 7 7 9 m²、売買となりました。斡旋の価格は 5, 7 2 0 千円です。

賃 8 番

土地の所有は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番地〇〇、含め全部で 6 筆、畑と田で、面積 6 5, 6 1 3 m²で賃貸です。賃貸の価格は 2 9 5 千円です。

賃 9 番

土地の所有は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番地〇〇、田 1 筆、面積 1 9, 8 2 4 m²で、賃貸で年間 9 9 千円という賃貸借になりました。

議 長 諮問第 1 号、所 1 7 について、提案に関する補足説明を願います。
「6 番、桑田俊和 委員」

桑田委員 6 番、桑田です。所 1 7 について、補足説明いたします。

2 月 2 7 日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、J A 会議室で開かれ、売買 1 件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇線〇〇号となります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、1 0 a 当たり、畑 9 0, 0 0 0 円で売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所17番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号、所18番、賃8番、9番について、提案に関する補足説明を願います。

「4番、佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番、佐藤です。所18、賃8番、9番について、補足説明いたします。

2月28日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、賃貸借2件、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所18番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり田180,000円で売買となりました。

賃8番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり田6,000円、畑3,000円と4,000円で賃貸借となりました。

賃9番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり田5,000円で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、諮問第1号、所18番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、賃8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、賃9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成30年3月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、含め全部で8筆、畑、面積18,389.78㎡、出し手は〇〇線〇〇号土地の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんの規模縮小によりまして〇〇〇〇さんへ売買となりました。

2番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、含め全部で5筆、田と畑、面積64,309㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんのご主人がお亡くなりになった経過がありまして、〇〇〇〇さんと息子さんのお嫁さんの〇〇〇〇さんへの使用貸借となりました。

3番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他1筆、全部で2筆、畑、面積47,416㎡、出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんの規模縮小と〇〇〇〇さんの規模拡大ということで賃貸借となりました。

4番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他2筆、全部で3筆、田、面積31,026㎡、出し手

事務局長 は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さんです。こちら基盤法の賃貸借が続いておりましたけれども、再処分ということで賃貸借となりました。

議 長 議案第1号、1番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番、井村昭次 委員」

井村代理 12番、井村です。 議案第1号、1番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇町〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。
〇〇〇〇さんの規模縮小により売買となりました。
農地については、〇〇〇〇さんへの売買の部分については、元々地続きの土地がると
のことで3条となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番、三好利和 委員」

三好委員 8番、三好です。 議案第1号、2番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。
出し手、〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇〇〇さんがお亡くなりになったため、〇〇
〇〇さんの奥様の〇〇〇〇さんへの使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、2番について、これより質疑に入ります。

島田委員 認定農業者など、賃貸借には関係ないですか。

事務局長 斡旋の受け手になる方は認定農業者じゃないとなれません。3条であれば認定農業者でなくても構わないことになります。認定農業者の関係は〇〇〇〇さん名義でなっておりましたが、今度、名義を〇〇〇〇さんへ変わる手続きを進めております。

議 長 相続ですか。

事務局長 相続になりますが、土地の名義は〇〇〇〇さんなので、まだ相続にはなりません。

議 長 親父さんの名義ですね。

事務局長 土地の名義は〇〇〇〇さん名義なので、〇〇〇〇さんが使用貸借してました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号、3番について、提案に関する補足説明を願います。

「9番、對馬 徹 委員」

對馬委員 9番、對馬です。 議案第1号、3番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇となります。
〇〇〇〇さんの規模縮小により、賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号、4番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番、佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番、佐藤です。 議案第1号、4番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。
〇〇〇〇さんの再処分により、賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6、議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇番、〇〇〇〇委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。

平成30年3月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

事務局長 許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

5番

土地の所在は〇町〇丁目、地番は〇〇〇〇番〇〇から〇〇〇〇番〇〇まで、全部で8筆、現況地目については田、面積11,446㎡出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。図面の上の地番図の方で、黄色い所と水色の所、航空写真で赤い所と水色の所がありますが、〇〇〇〇さんについては〇〇〇〇さんに賃貸をしておりましたが、その時のものが黄色い部分というか赤い部分の所です。現況として地目が原野ですが現況が農地の所がありましたので、今回、〇〇〇〇さんの賃貸に当たっては、その部分も追加したので色分けをしました。

議長 議案第2号、5番について、提案に関する補足説明をお願いします。

「6番、桑田俊和 委員」

桑田委員 6番、桑田です。 議案第2号、5番について、補足説明いたします。

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇町〇丁目になります。
〇〇〇〇さんの再処分により、賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。

島田委員 原野を地目の田に変更するに当たって何か手続きというか。昭和何年の頃から田は増やしてはいけないとありましたよね。田を畑にしたり原野にするのは一向に構わないが、原野を田にするに当たって特別な申請が必要だった気がします。

議長 稲作はダメだけど、地目変更は別かと。

島田委員 転作田はいいけど、減反政策が発令された時に田は増やしてはいけないと。

事務局長 公簿が田の所は、現況も同じ地目でしているのが慣例ですが、〇〇〇〇番〇〇と〇〇については、公簿が原野で現況については田と書いてありますが、畑かもしれません。

島田委員 畑ですよ。

井村悦委員 田にする必要はありますか。

事務局長 必要はないです。今まで現況については原野になっており、ここも現況は農地なので。

井村悦委員 固定資産の方は原野のままですか。

事務局長 固定資産の方は原野のままです。

長谷川委員 現況の田という表現がおかしいかと。

事務局長 はい。おかしいです。

長谷川委員 現状が畑ならわかりますが。

事務局長 現況を畑に修正します。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番、○○○○ 委員の退席を解きます。(○番、○○○○委員 着席)

議 長 日程第7、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求める。
平成30年3月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1番

土地の所在は○○○○番○○の内地番、畑、面積1,563㎡、転用者は○○線○○号○○番地○○の○○○○さんです。転用の計画は農業用倉庫、農機具置場、周辺保全地、全部で1,563㎡です。工期は許可日から平成30年8月1日までとなっております。この場所は農業振興地域の農用地区域ですが、用途変更の施設用地ということで用途変更の手続きが済んでおります。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号、1番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番、三好利和 委員」

三好委員 8番、三好です。議案第3号、1番について、補足説明いたします。

耕作者と転用者は、○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○地区、○○線○○号です。
農業用倉庫の建設、トラック・農機具、農業資材置場の設置のための転用となります。

三好委員 慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号、1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第9回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時45分

上記第9回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成30年3月9日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____